

201412026A

厚生労働科学研究費補助金
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業)

受動喫煙の防止を進めるための
効果的な行政施策のあり方に関する研究

平成26(2014)年度 総括・分担研究報告書
(3年計画の3年目)

主任研究者
産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室
教授 大和 浩

平成27(2015)年3月

目 次

I. 総括研究報告	
受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究	 1
II. 分担研究報告	
1. 地方自治体における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究	 5
研究分担者：大和 浩、太田雅規、研究協力者：姜 英	
資料1：地方自治体の受動喫煙防止対策に関する調査票	
資料2：都道府県庁の建物内禁煙化（2007～2014年の経年変化）	
資料3：都道府県庁、道府県庁所在市、特別区、政令市の受動喫煙防止対策の一覧	
資料4：地方自治体、受動喫煙防止対策の良好事例（グッドプラクティス）	
資料5：地方自治体、一般庁舎の受動喫煙に関する調査結果	
資料6：地方自治体、一般庁舎の全面禁煙化と値上げの効果に関する検討	
資料7：残留タバコ成分(3次喫煙、サードHANDSモーク)に関するファクトシート	
資料8：出入口付近の喫煙コーナーの問題点、屋外における受動喫煙	
資料9：飲食店等のサービス産業における受動喫煙	
資料10：某ファミリーレストラン、全席禁煙による営業収入の分析	
資料11：自家用車内で喫煙した場合の同乗者の受動喫煙	
資料12：受動喫煙防止法のある国・州・都市の一覧	
2. 自治体における受動喫煙防止条例対策の効果的な推進方策と普及に関する研究	 43
研究分担者：中村正和	
資料1：きょうと健康長寿推進府民会議 受動喫煙防止対策部会 京都府における受動喫煙防止対策の推進に関する報告書	
資料2：京都府受動喫煙防止憲章	
資料3：受動喫煙防止のための政策提言用	
3. 職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討に関する研究	 62
研究分担者：河井一明	
4. たばこ副流煙指標物質を用いた残留たばこ成分の評価手法の確立に関する研究	 65
研究分担者：樺田尚樹、研究協力者：戸次加奈江、金 勲、稲葉洋平、内山茂久	
III. 論文	 70
1. 日本衛生学雑誌 ミニ特集「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」	
2. 喫煙と受動喫煙がもたらす健康被害	
IV. 関連資料	108
1. 北九州市医師会報 シリーズ企画「オリンピックと受動喫煙防止法・条例」	
2. 本研究成果の報道記事	
V. 研究成果の刊行に関する一覧表	136

受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究

研究代表者 産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 大和 浩

研究要旨：本研究の第1の目的は、受動喫煙防止対策として建物内～敷地内の全面禁煙化を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害を抑えることである。第2の目的は、喫煙しにくい環境をつくることにより喫煙者の禁煙企図を高め、禁煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

受動喫煙防止対策の最善の方法は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」で示され、すでに45ヵ国で実施されているようにサービス産業を含むすべての屋内施設を全面禁煙とする受動喫煙防止法を成立させることである。また、そのような法的規制が実施された国では、国民の脳血管疾患や気管支喘息などの疾患が減少したことが報告されている。しかし、わが国ではそのような法規制を施行する準備は整っていない。逆に、厚生労働省が2002年に示した「分煙効果判定基準策定検討会報告書」、および、2003年の「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」が推奨する「一定の要件を満たす喫煙室」の存在が全面禁煙化の阻害要因となっている事例も多く見受けられる。

本研究では、全国の主要な121自治体（47都道府県庁、46道府県庁所在市、23特別区、5政令市）の受動喫煙対策を先行研究から通算7回目となる調査を実施し、受動喫煙防止対策の優劣の比較が可能な一覧表の作成、グッドプラクティスの収集を行い、各団体にフィードバックした。すでに職場の全面禁煙化を実施した団体では、喫煙率が統計的に有意に変化に減少したことを確認した。また、今後、喫煙室からのタバコ煙の漏れを指摘することで全面禁煙化の契機とすることを希望する団体用に、喫煙により発生する微小粒子状物質(PM_{2.5})の測定協力も行った。さらに、WHO FCTCのホームページに公開されている各国情報からわが国の立ち後れを指摘した（大和、太田、姜）。

地方自治体における受動喫煙防止条例の普及を図るため、条例化の検討が行われたが憲章にとどまった京都府の経緯について、既存の資料の収集と関係者からの聴取により、議論内容と経緯の精査を行ない、問題点と課題を検討した。その結果、条例化を実現するためには、知事のリーダーシップの下での行政の主体的な取組が必要であることが改めて確認された。また、タバコ産業やサービス産業からの政策決定者や行政へのロビー活動が活発であるため、今後その対応策を具体的に検討し、これから検討する自治体の担当者に呈示することが重要であると考えられた（中村）。

喫煙によって発生する酸化的DNA損傷は突然変異を誘発し、がんや糖尿病、循環器疾患などの原因になることが知られている。酸化的DNA損傷の代表的なマーカーである尿中8-OHdGを計測したところ、喫煙者が禁煙した際には低下し、喫煙の再開によって有意に増加することが明らかとなった。今後、喫煙・受動喫煙の曝露量との関係を調査することによって、受動喫煙に曝露されている労働者の生体影響指標として応用できる可能性について検討した（河井）。

たばこ副流煙を曝露した3種類の異なる洋服の生地から発生するたばこ臭の要因として知られるアルデヒド類、複素環式化合物、芳香族炭化水素類などの化合物が、いずれの布からも検出され、これらは空気中へ一定の割合で拡散していること、つまり、2010年の健康局長通知で「残留たばこ成分」という新しい概念として情報提供が必要、と記載された現象を実験的に確認した（分担：樺田）。

以上の研究成果を地方自治体、さらには国全体の行政施策のあり方に反映させていくことが必要であると考えられた（本研究成果の公開：<http://www.tobacco-control.jp/>）。

A. 研究目的

本研究の第1の目的は、喫煙室を残すことなく、建物内・敷地内全面禁煙を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害をなくすことである。第2の目的は、全面禁煙化により喫煙しにくい環境をつくることにより、喫煙者の禁煙企図を高め、喫煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって国民全体の喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

先行研究である「受動喫煙対策にかかわる社会環境整備についての研究」「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」において、以下の内容について実験的な検討と調査票による実態調査をおこない、わが国の受動喫煙防止対策の進むべき方向を以下のように示してきた。

- 1) 喫煙室を設ける空間分煙では受動喫煙を防止することはできないことから、建物内・敷地内の全面禁煙が必要であること
- 2) 官公庁では最低でも建物内全面禁煙とし、最終的には敷地内全面禁煙の達成を目標とすること、かつ、勤務時間中の喫煙を禁止する措置をとり、喫煙する職員には禁煙支援を提供すること
- 3) 医療施設、特に、地域医療の拠点である医歯学部と大学病院は速やかに敷地内禁煙とすべきであること
- 4) 喫煙室からのタバコ煙の漏れを防止することは不可能であるため、一般の職場においても規模の大小、業種にかかわらず、速やかに建物内全面禁煙とすべきであること
- 5) 飲食店等のサービス産業は、利用者の受動喫煙を防止する、という観点ではなく、そこで働く従業員を職業的な受動喫煙から保護する、という観点から速やかに全面禁煙とすべきであること
- 6) 屋外であっても風下側では数十mにわたって受動喫煙が発生するため、建物の出入口は屋内に準ずる空間として禁煙とすべきであること
- 7) 屋外であっても通学路や公園など子どもの利用が想定される場所については、受動喫

煙を防止するために全面禁煙とすべきこと

- 8) 自家用車についても、子どもが同乗した状態での喫煙には法的規制が必要であること

今回、受動喫煙防止対策を進めるための効果的な行政施策のあり方について提言を行うために、以下の4つの研究をおこなった。

1. 地方自治体の受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究（大和、太田、姜）
2. 自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究（中村）
3. 喫煙・受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討に関する研究（河井）
4. たばこ副流煙指標物質を用いた残留たばこ成分の評価手法の確立に関する研究（樺田）

B. 研究方法

1. 地方自治体と中央官庁における受動喫煙対策の実態及びその課題

先行研究に引き続き、主要な121地方自治体（47都道府県庁、46道府県庁所在市、23特別区、5政令市）に調査票を郵送し、

- ・ 建物内・敷地内禁煙の実施状況
 - ・ 公用車の禁煙化の実施状況
 - ・ 勤務時間中の喫煙制限の実施状況
 - ・ 職員に対する禁煙支援の実施状況
- について7回目となる調査を行った。

2. 自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究（中村）

受動喫煙防止対策の条例化を検討したが、憲章にとどまった京都府の関係者を招いた座談会を開催し、条例制定の経緯や問題点等を聴取した。その際の発言記録と既存の資料を参考に、条例化に向けた問題点や課題、今後の方策について検討した。

3. 喫煙・受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討に関する研究（河井）

喫煙による健康影響の指標として広く測定されている酸化性DNA損傷のマーカーである尿中8-OHdGを、禁煙する前後、および、再喫煙の前後で測定した。

4. たばこ副流煙指標物質を用いた残留たばこ成分の評価手法の確立に関する研究（樺田）

3種類の異なる洋服の生地（20×20 cm, フリース, セーター, シャツ）に自動喫煙装置を用いてたばこ副流煙を曝露させ、チャンバー内に移した後、布から発生する VOCs を、捕集剤を充填させたサンプラーにより捕集した。その後、1, 6, 24, 72 時間の経時的な濃度変化を加熱脱着-GC/MS により調べた。

C. 研究結果

1. 地方自治体の受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究（大和、太田、姜）

全国の主要な地方自治体 121 団体のうち、59 団体で一般庁舎の禁煙化が行われていた。特に、道府県庁の一般庁舎の建物内禁煙化は、2010 年 2 月に発出された健康局長通知以降、急速に進んだことが認められた。しかし、2014 年度に新たに禁煙化された都県はなく、横浜市と松山市で建物内禁煙が実施されたのみであった

議会棟・フロアが禁煙化されているのは 27 団体のみであり、議会の禁煙化は一般庁舎に比べて遅れていた。また、2014 年度に新たに禁煙化された団体はなかった。

敷地内禁煙が実施されていたのは大阪府、福島市、大阪市、神戸市の 4 団体で、足立区では 2013 年 3 月、敷地内に喫煙コーナーが復活したため、建物内禁煙にとどまった。

勤務時間中の喫煙が禁止されていたのは、長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区の 5 団体で 2014 年度は変化がなかった。

公用車の禁煙化は多くの自治体で実施されていた。

地方自治体の一般庁舎の全面禁煙化の前後の喫煙率の変化を分析したところ、2010 年の大幅値上げ前、値上げと同時、値上げ後のいずれのタイミングで全面禁煙化されても男性職員の喫煙率を有意に減少させた。

2. 自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究（中村）

条例の制定を検討したが憲章にとどまった京都府の資料の精査、関係者からの聴取か

ら、今後の条例制定にあたっては、検討委員会のありかた、首長・議員への働きかけ、規制の対象と内容、タバコ産業からの議員や委員を経由した政策への干渉の可能性とその対応策について十分な検討と準備を行う必要があることが確認された。とくに、知事のリーダーシップの下での行政の主体的な取組が必要であることが改めて確認された。また、タバコ産業やサービス産業からの政策決定者や行政へのロビー活動が活発であるため、条例化の際に論点となる受動喫煙の健康影響やサービス産業等への経済影響についてエビデンスを収集・整理して、学術団体や保健医療団体、メディア等を通じて世論喚起を行う必要性が高いことを確認した。さらに、これから条例化を検討する自治体の担当者に対して、その対応策についてファクトシートやマニュアルなどを作成して具体的に呈示することが重要であると考えられた。

3. 喫煙・受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討に関する研究（河井）

喫煙者が禁煙することで尿中 8-OHdG は有意に低下し、喫煙の再開によって有意に増加した。

4. たばこ副流煙指標物質を用いた残留たばこ成分の評価手法の確立に関する研究（樺田）

たばこ臭の要因として知られるアルデヒド類、複素環式化合物、芳香族炭化水素類、オレフィン系炭化水素類などの化合物が、濃度差や物質数に違いはあったものの、いずれの布からも検出され、これらは空気中へ一定の割合で拡散しているものと推測された。また化合物の中でも、特に、ニコチンに由来し、環境中でも安定なガス状物質 3-ethenylpyridine は、検出された VOCs の中でも比較的高濃度含まれており、時間依存的な濃度の減衰が確認されたことから、たばこ副流煙の有効なマーカー物質となると考えられた。

D. 考察

本来、WHO FCTC 第 8 条のガイドラインに沿って、すでに 45 カ国で実施されているように、飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙とする受動喫

煙防止法をわが国も成立させ、国民を受動喫煙と喫煙による健康被害から保護せねばならない。しかし、現状では、そのような立法措置が成立する準備は整っていない。

本研究の最終的な目標は、神奈川県と兵庫県で成立し、条例化の検討が行われたが憲章にとどまった京都府、議会で検討されたが取り下げとなった大阪府、同じく宣言にとどまった山形県のような受動喫煙防止条例を制定する動きが今後も多くの自治体で議会に提出、そして、成立することで、屋内施設の禁煙化の必要性に関する世論を醸成し、全国に適用される受動喫煙防止法の成立を促すことである。

そのためには、まず、地方自治体が喫煙室を廃止し、建物内・敷地内禁煙などの措置を促すことが必要であると考えられる。今年度、先行研究から引き続き、全国の主要な121の地方自治体の受動喫煙対策について7回目の調査を行った結果、2010年の「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号)の健康局長通知により、急速に進み始めた地方自治体の建物内禁煙化であったが、2014年度の進捗は残念ながら小さかった。しかし、地方自治体では建物内・敷地内の全面禁煙化の前後で喫煙率が有意に減少したことを明らかにした。

さらに、喫煙による遺伝子損傷の発生、および、喫煙者の衣服から発生する「残留たばこ成分」という新しい概念に関する情報を各団体へフィードバック、および、諸外国でとられている「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第8条に準拠してすべての屋内施設の全面禁煙とする立法措置がとられていることの精査結果は、地方自治と国政の政策決定者が今後の政策を検討する上での重要資料になったことが期待できる。

特に、2020年のオリンピック・パラリンピック

の開催が決定した東京都にとって、大会準備として飲食店等のサービス産業を含む屋内施設の禁煙化が重要であることについての情報提供ができたと思われる。

E. 結論

地方自治体の受動喫煙防止対策を推進して受動喫煙の被害を防止すること、喫煙者の企図を高めしていくこと、社会全体の喫煙対策の推進に寄与すること、各団体に好事例の情報提供をすることにより、「屋内施設は全面禁煙が必要」という世論の形成を促進し、最終的には、諸外国のように違反に対する罰則規定を盛り込んだ受動喫煙防止法を制定することを政策決定者に働きかけいくことが重要である。

F. 健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が、WHOがAir Quality Guidelinesで示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

G. 研究発表

研究成果の刊行に関する一覧表欄に掲載した。

H. 知的財産権の出願・登録状況

この研究において知的財産権に該当するものはなかった。

地方自治体の受動喫煙防止対策の実態と課題に関する研究

産業医科大学	産業生態科学研究所	教授	大和 浩
産業医科大学	産業生態科学研究所	准教授	太田 雅規
産業医科大学	産業生態科学研究所	助教	姜 英

研究要旨：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」において、喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ないことから、建物内を100%完全禁煙とする法律を成立させることを締約国に求めており、2015年3月時点で、45カ国で飲食店等のサービス産業を含むすべての職場を全面禁煙とする受動喫煙防止法が施行されている。

一方、わが国では2003年の健康増進法で「受動喫煙を防止するために必要な措置」が努力義務とされ、2010年の厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）、および、2012年に「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）で「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」「少なくとも官公庁や医療施設は全面禁煙とすることが望ましい」という方針は示された。前後して発表された「健康日本21（第二次）」「がん対策推進基本計画」「新成長戦略」においても、成人、未成年、妊婦の喫煙率に関する数値目標とともに「受動喫煙の無い職場の実現」、飲食店における受動喫煙機会を減少させる政策目標が掲げられたが諸外国のような罰則のある法律はまだ施行されていない。

2014年度の本研究では、わが国の主要な121地方自治体（47都道府県庁、46県庁所在市、23特別区、5政令市）の受動喫煙防止対策、および、勤務中の喫煙禁止などについて、先行研究より継続して通算7回目の調査を行ったが、新たに全面禁煙化された自治体は横浜市と松山市のみと低調であった。そこで、屋内に喫煙場所がある自治体の全面禁煙化を促すために、一般庁舎内の喫煙可能な喫茶店の受動喫煙、喫煙室とその周囲で発生する受動喫煙の曝露濃度の測定、そのような喫煙室を使用することが残留タバコ成分（3次喫煙）の曝露の原因となることについて調査を行った。

すでに建物内・敷地内の全面禁煙化を実施している地方自治体の男性職員の喫煙率を調査した結果、2010年10月のタバコ1箱あたり110円の大幅値上げ前、値上げと同時、値上げ後のどのタイミングで全面禁煙化が行われても喫煙率が有意に低下したことを明らかにしたことにより、積極的に職場の全面禁煙化に取り組む根拠が得られた。また、建物内を禁煙化して屋外に喫煙所を設ける場合、25メートル離れた場所でも受動喫煙が発生した調査結果から、前述の健康局長通知に付随する事務連絡のとおりに「喫煙場所を施設の出入口から極力離す」ことの根拠を示した。この調査結果は、東京都港区で2014年7月に始まった私有地における喫煙場所の規制を推進する根拠としても有用であった。

さらに、飲食店等のサービス産業を含む屋内施設の全面禁煙化を規定する条例を成立させる際の世論形成に有用な情報として、サービス産業における受動喫煙の曝露濃度、および、飲食店を全面禁煙化しても営業収入は低下しないことについても検証した。また、諸外国では、未成年者が同乗している自家用車を禁煙とする法律が施行され始めたが、その様な法律を支持する調査結果も得られた。

本研究の成果は「タバコもPM_{2.5}」として、新聞やインターネットニュース以外に、全国放送のバラエティ番組でも取り上げられるなど、地方自治体に限らず社会全体に対して全面禁煙化の必要性を啓発する際の好材料となった。

A. 研究目的

2003 年、「たばこの規制に関する世界保健機関 枠組条約(WHO FCTC)」が世界保健機関の総会において全会一致で採択され、2005 年 2 月 27 日に発効した。2007 年 6～7 月にタイで開催された第 2 回締約国会議において、第 8 条「たばこの煙にさらされることからの保護」に関するガイドラインがコンセンサスにより採択された。同ガイドラインでは「喫煙室や空気清浄機の工学的な対策では受動喫煙を防止できない」「受動喫煙を防止するためには 100%禁煙とする立法措置が必要」であることが述べられており、飲食店等のサービス産業も含め、多数の者が利用する屋内施設を完全に禁煙とする立法措置を取ることが締約国に求められることとなった。

まず、2004 年 3 月、アイルランドで一般の職場や公共交通機関だけでなく、飲食店やパブなどのサービス産業を含むすべての建物内を禁煙とする世界初の受動喫煙防止法が施行された。その後、ニュージーランド(2004 年 12 月)、ウルグアイ(2006 年 3 月)、スコットランド(2006 年 3 月)、イギリス全土(2007 年 7 月)で同様の受動喫煙防止法が施行された。

その後もスペイン(2011 年)など欧米先進国のみならず、トルコ(2009 年)や香港(2009 年)など中近東～アジア、ロシア(2014 年 6 月)、韓国(2015 年 1 月)でも同様の受動喫煙防止法が施行され、屋内を全面禁煙とする国が急速に増えつつある。

一方、わが国では 2003 年に施行された健康増進法により学校、病院、官公庁、公共施設、公共交通機関を中心に屋内の禁煙化が進みつつあるが、罰則規定のない努力義務であるため、いずれの分野も屋内が完全に禁煙化されてはいない。逆に、健康日本 21(2000 年)で「公共の場及び職場における効果の高い分煙に関する知識の普及」が目標とされ、「分煙効果判定基準策定検討会報告書(以下、報告書)」「職場における喫煙対策のための新ガイドライン(以下、新ガイドライン)(2003 年)で推奨された「一定の要件を満たす喫煙室」の設置が進められてきた。現在、そのような喫煙室が設置された施設では、既存の喫煙室の存在が屋内の全面禁煙化の妨げとなる状況になっている。

2010 年 2 月 25 日、厚生労働省健康局長から通

知された「受動喫煙防止対策について」(健発 0225 第 2 号)において「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」と示された内容は、2012 年 10 月 29 日「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発 1029 第 5 号)に引き継がれ、地方自治体では建物内の既存の喫煙室を廃止して建物内を全面禁煙とし、公用車を禁煙化するなどの団体が増えるなど、一定の効果が発生していることを先行研究と本研究において確認した。しかし、一方で喫煙室の使用を中止する予定がない自治体が存在することも事実である。

さらに、2012 年の「健康日本 21(第二次)」、「がん対策推進基本計画」、閣議決定「新成長戦略」では、喫煙対策の各分野に今後 10 年間に到達すべき数値目標が示された(表 1)。

表 1. 喫煙対策各分野の現状と目標

項目	現状	目標
成人の喫煙率の減少 禁煙希望者(37.6%)がやめる	19.5%(2010年) 男:32.2%、女:8.4%	12%(2022年度)
受動喫煙の曝露の減少	行政機関(2008年) 16.9%	0%(2022年度)
	医療機関(2011年) 13.3%	0%(2022年度)
	(2009年) 64 % ↓ (2011年) 44 %	受動喫煙の無い 職場の実現 (2020年)
	職場 (2010年) 10.7%	3%(2022年度)
	家庭 (2010年) 50.1%	15%(2022年度)
未成年者の喫煙をなくす	中学1年生 男子 1.6%(2010年) 女子 0.9%(2010年)	すべて 0% (2022年度)
	高校3年生 男子 8.6%(2010年) 女子 3.8%(2010年)	
妊娠中の喫煙をなくす	5.0%(2010年)	0%(2014年)

本研究の目的は以下の通りである。

1. 地方自治体の喫煙対策、特に、受動喫煙防止対策の実態を統一された調査票を用いて明らかにすること
2. 本研究で得られた好事例(グッドプラクティス)を収集し、現時点で自治体に取り組むべき・取り組み得る喫煙対策を各自治体にフィードバックするとともに、啓発教材を作成すること
3. 受動喫煙防止対策が不十分な地方自治体において、一般市民が屋内で曝露される受動喫煙の曝露濃度を明らかにすることで、建物内禁煙を推進する根拠を呈示すること
4. 喫煙室の廃止を促す根拠として、健康局長通知「受動喫煙防止対策について」で紹介された新しい概念、残留タバコ成分(3 次喫煙、

サードHANDスモーク)の実態を明らかにすること

5. 地方自治体の男性職員の喫煙率の減少速度を、①職場の禁煙化の前後、②タバコ税の大幅値上げの前後で比較し、職場の全面禁煙化による喫煙率の減少効果を検証することで、職員の喫煙率低下を目的とした全面禁煙化を実施する団体を増やすこと
6. 建物内の禁煙化によって屋外に喫煙場所を設置する場合の問題点、つまり、出入口近傍で喫煙した場合にタバコ煙が屋内に流入することを示し、喫煙場所は「極力離す」ことの根拠を示すこと
7. 飲食店等のサービス産業などにおける受動喫煙曝露濃度を明らかにし、利用者だけでなく、サービス産業に従事する労働者を受動喫煙から保護すべきである、という世論形成に寄与すること
8. 飲食店等のサービス産業で屋内を禁煙化した場合の営業収入の変化を分析することで、自治体を受動喫煙防止条例を検討する際にタバコ産業から出される「営業収入が低下する」という根拠のない通説に対応できる根拠を示すこと(厚生労働科学研究費補助金(平成25～27年度労働安全衛生総合研究事業「職場の受動喫煙防止対策と事業場の生産、収益並びに労働者の健康面及び医療費等に及ぼす影響に関する研究」との協同研究)
9. 自家用車内で保護者が喫煙した場合に同乗する子どもが曝露される受動喫煙曝露濃度を評価することで、諸外国で施行されているように未成年者が同乗する場合には自家用車であっても喫煙を禁止するべきである、という情報発信をすること

以上の研究を通じて、地方自治体の喫煙対策担当者との連絡網を構築し、定期的な情報提供と双方向の意見交換を行うことにより、地方自治体の喫煙対策の担当者のレベルアップを図るとともに、モチベーションを維持することにより、わが国の受動喫煙防止対策の推進に寄与することを最終目的とする。

B. 研究方法

1. 地方自治体の受動喫煙防止対策の検討

わが国の主要な121地方自治体(47都道府県庁、46県庁所在市、23特別区、5政令市)に喫煙対策に関する調査票(資料1)を郵送し、すべての回答が得られるまで督促を行った。

2. 微小粒子状物質(PM_{2.5})とガス状物質の測定

タバコの燃焼により発生する微小粒子状物質(PM_{2.5})はデジタル粉じん計(TSI社製、Sidepak AM510)を用いてリアルタイムモニタリングを行い、表示値に換算係数0.295を乗じることでタバコ煙濃度を求めた(Lee K, et al. J Environ Health. 70(8); 24-30, 2008)。

ガス状物質はシックハウス症候群の評価指標として測定される総揮発性有機化合物(Total volatile organic compounds: TVOC)の測定器(フイガロ技研株式会社製、パーソナルTVOCモニタ、FTVR-01)を用いてリアルタイムモニタリングを行った。

3. 某ファミリーレストランの全面禁煙前後の営業収入の分析

某ファミリーレストラングループの同一ブランドの250店舗の営業収入を一括して入手し、従来通り喫煙区域と禁煙区域の区域分けをしただけの店舗群の営業収入、および、2009年、2010年、2011年に全席禁煙(飲食不可の喫煙専用ルームあり)に改装した店舗群の比較を行った。なお、営業収入に影響を与える以下の要因について調整を行った。

- 1) 売上げに影響する季節や経済効果要因を調整した。
- 2) 改装した月の前後を含む3ヵ月間の営業収入を除外した。
- 3) 次の4群について、経済・季節調整後の年間平均営業収入を比較した。
 - ① 2012年末までに未改装であった21店舗
 - ② 2009年に全席禁煙(喫煙ルーム有)とする改装を行った24店舗
 - ③ 2010年に全席禁煙(喫煙ルーム有)とする改装を行った65店舗
 - ④ 2011年に全席禁煙(喫煙ルーム有)とする改装を行った42店舗

(倫理面での配慮)

地方自治体における喫煙対策の調査は、郵送法

による実態把握であり個人情報とは全く含まれていない。喫煙により発生するPM_{2.5}とガス状物質の測定は、不特定多数の者が利用する公共的な空間で、必要に応じて管理者の許可を得た上で行われており、倫理的な問題は発生しない。

C. 研究結果

1. 地方自治体の受動喫煙防止対策

都道府県庁の一般庁舎の受動喫煙防止対策について、2007年度から2014年度の変化を記載した一覧を資料2に示す。2010年2月の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）以前から一般庁舎で建物内禁煙を実施していたのは17道府県（北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、神奈川、富山、福井、山梨、長野、京都、大阪、兵庫、山口、高知、佐賀、沖縄）であった。通知から1年以内である2011年度に建物内禁煙が実施されたのは12県（宮城、秋田、奈良、岡山、香川、徳島、福岡、秋田、千葉、和歌山、島根、愛媛）であった。通知から2年以内である2012年度に3県（岩手、鳥取、青森）でも喫煙室が廃止され、2013年3月時点で47都道府県のうち32道府県で建物内禁煙が実施された（大阪府は敷地内禁煙）。2010年の通知以降、急速に県庁の禁煙化が進んだことが認められた。

しかし、2013年度以降に一般庁舎が禁煙化された県庁はなく、大分県は「禁煙化を検討中」の状況が過去7年間続いており、群馬県、東京都、石川県、岐阜県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県では「検討の上、喫煙場所を残す」という決定が下された状況である。

2014年度の都道府県庁の議会棟・フロアの状況、公用車の禁煙化、職員の勤務時間中の喫煙禁止まで含む受動喫煙防止対策の一覧表を資料3-1に示す。一般庁舎だけでなく、議会棟・フロアまで禁煙化されている府県庁は福井県、山梨県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県の9団体のみであった。2015年3月時点で32団体（山形県議会が2015年4月、豊島区が2015年5月から禁煙化されれば34団体）で、議会部分の禁煙化は一般庁舎よりも遅れていた。

2014年度時点で、公用車の禁煙化について「規定がない」のは、東京都、京都府、愛媛県、熊本県の4都府県のみであった。

46県庁所在市の状況を資料3-2に示す。22団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、2013年度は青

森市、前橋市、名古屋市が新たに建物内禁煙となり、2014年度は横浜市、松山市が新たに禁煙化された（仙台市は2015年4月より建物内禁煙が実施される予定）。うち18団体が議会棟・フロアも含めて建物内禁煙であった。2014年度時点で、公用車の禁煙について「規定がない」のは盛岡市、金沢市、鹿児島市のみであった。

23特別区のうち、6団体（目黒区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区）が一般庁舎内を全面禁煙としており、3団体（目黒区、豊島区、足立区）は議会棟・フロアも禁煙であった。目黒区、公用車の禁煙について「規定がない」のは、新宿区、目黒区、中野区、江戸川区であった（資料3-3）。

20政令市（道府県庁所在市15団体と川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）のうち、11団体が一般庁舎内を全面禁煙としており（仙台市が2015年4月より建物内禁煙されれば12団体）、うち、8団体が議会棟・フロアも禁煙であった。公用車の禁煙についてはすべての団体で規制があった（資料3-3）。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市の4団体では敷地内禁煙が実施されており（大阪役所の周囲は路上喫煙禁止であり、建物内禁煙が導入されたことで実質的な敷地内禁煙）、いずれも議会部分まで含めて敷地内禁煙であったが、2013年度以降に新たに敷地内禁煙となった団体はなかった。なお、足立区では2012年4月に敷地内禁煙とされたが、2013年3月11日に屋外の喫煙コーナーが再設置されていた。

2015年3月時点で長野県、青森市、山形市、大阪市、神戸市、奈良市、港区、足立区、堺市、足立区の4団体では、勤務時間中の喫煙が禁止されていた（大阪府では平成20年5月13日付けの総務部長通知により庁舎敷地内終日禁煙）。

2. 地方自治体における良好事例とタバコ産業からの喫煙場所、灰皿の提供による介入

受動喫煙防止対策として適切な建物内全面禁煙を実施している自治体の良好事例として平成25(2013)年4月に建物内が禁煙となった青森県庁のかつての喫煙室と現在の状況を資料4-①示す。青森県警も同時に建物内禁煙となり、喫煙は建物から数メートル離れたプレハブ小屋で行われていることを確認した。青森市役所も平成25(2013)年4月に建物内が禁煙となった。かつての喫煙室と現在の状況を資料4-②に示す。喫煙用の小屋は一般

庁舎からは30メートル以上離れた場所であった。この場所は議会棟から数メートルしか離れておらず、窓や出入口から議会棟内にタバコ煙の流入が生じうる場所ではあったが、議会棟も全面禁煙化された点では良好事例と考えられる。ただし、タバコ産業から提供された灰皿を使用している点は改善、つまり、撤去が必要である。

自治体が建物内・敷地内禁煙の導入を検討し始めると、タバコ産業は屋内・屋外に喫煙室、屋外に喫煙コーナーを提供して、施設の全面禁煙化を阻止しようとする。資料4-③に自治体に設置されたタバコ産業による喫煙室、喫煙コーナーの事例を示す。このような喫煙場所の提供を受けた自治体は、2012年に千葉市、滋賀県、徳島市、山形市、2013年に福井県、津市、高松市、相模原市、甲府市、新潟県、2014年に和歌山市、堺市、徳島県、福井市であった。複数の団体の聴取により、「健康を担当する部署を通さずに、施設管理する部署に直接申し入れがあったため、喫煙場所の設置を止められなかった」ことが分かった。タバコ産業から灰皿の提供を受けていたのは、上記以外に、北海道、岡山県、香川県、青森市、盛岡市、横浜市、金沢市、山口市、福岡市、佐賀市、熊本市、那覇市、江東区、足立区であった。

このような喫煙場所の提供を受けないようにするには、タバコ産業から申し入れが行われる施設管理を担当する部署と健康を担当する部署が事前に、喫煙室の提供を受けないことを予め決めておく必要があることが考えられた。

3. 受動喫煙防止対策が不十分な自治体において一般市民が曝露される受動喫煙の曝露濃度の実態調査

某自治体の一般庁舎には喫煙室が複数使用されており、また、喫茶店でも喫煙が行われている。一般市民として立ち入ることができる場所における受動喫煙の状況を評価するために、

- ① 廊下の喫煙室からの漏れ
 - ② 11～14時まで禁煙タイムの喫茶店
 - ① 常時、喫煙可能な喫茶店
 - ② 一般庁舎出入口の喫煙コーナーの風下
 - ③ 市民ホールの喫煙室からの漏れ
- について、PM_{2.5}の測定を行った結果を資料5①～⑤に示す。いずれもPM_{2.5}濃度の上昇を認め、特に、喫煙が行われていた喫茶店では従業員が長時間の受動喫煙に曝露されている実態が明らかとなった。

なお、この調査結果は当該自治体の議会において、建物内禁煙の導入を要望する議員質問の資料として使用された。

4. 地方自治体の一般庁舎の禁煙化、および、タバコ税の値上げによる男性職員の喫煙率の変化の分析

大阪市役所は2010年に建物内の喫煙室が廃止された。市役所がある堂島川の中島はもともと路上喫煙禁止区域であったため、実質的には敷地内禁煙と同じ措置となった。最寄りの喫煙場所は御堂筋の橋を渡った場所であるが、御堂筋も路上喫煙禁止であるため、喫煙場所に着くまで喫煙は出来ない状況である。勤務時間中の喫煙も禁止となり、17時30分過ぎに市職員が喫煙している状況を平成24年度報告書より再掲する（資料6-①）。また、2010年10月はタバコ1箱110円の大幅値上げも実施されており、喫煙率は大幅に減少していた。2013年度の喫煙率を追加し、グラフに示す。

今年度は、職場の全面禁煙化と大幅値上げによる喫煙率減少効果を検証するために、

- ①2008年度までに全面禁煙化していた7自治体
- ②屋内に喫煙室がある20自治体
- ③増税と全面禁煙化が同時であった6自治体
- ④増税後に全面禁煙化した8自治体
- ⑤国民全体の男性喫煙率

について分析を行った結果を資料6-②に示す。

職場の全面禁煙化は増税の前、同時、後のいずれでも喫煙率の低減に効果があったこと、禁煙化と増税が同時に実施された場合は喫煙率低減が顕著であったこと、禁煙化が早期に行われた自治体の喫煙率が最も低いことが認められた。なお、国民全体の男性喫煙率は増税時に減少し、その後の再上昇が認められたが、地方自治体職員では喫煙率の再上昇は認められなかった。

5. 残留タバコ成分（3次喫煙、サードハンドスモーク）の測定（資料7）

東京駅地下、動輪の広場の喫煙室が混み合う17時過ぎの内部のPM_{2.5}は250～350 μg/m³（大気環境基準：1年平均値 15 μg/m³以下、かつ、24時間平均値 35 μg/m³以下）、TVOC濃度は1200～1400 μg/m³（室内空気環境に関する暫定目標値：400 μg/m³）に達する劣悪な環境であった。

洗剤を用いずに水洗のみおこなった新品のタオ

ルを3本用意し、喫煙室内に5分間、10分間、15分間静置した後、別々の密閉バッグに入れ、清浄な空気環境に移動し、密閉バッグ内のTVOCを4分間計測し、そのピーク値を記録した。

使用前のタオルから発生するTVOCの密閉バッグ内のピーク値は $108 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であったが、喫煙室内に5分間、10分間、15分間静置したタオルから発生するTVOCのピーク値は、それぞれ、591、598、 $658 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。静置時間が長いほどTVOCのピーク値は高くなったが、5分間静置で十分に高くなっていた。通常の喫煙には5分以上を必要とすることから、このような喫煙室を使用した場合には、喫煙者の衣服から発生するガス状物質により禁煙の室内空間が汚染されることが考えられた。

6. 屋外の喫煙場所周囲の受動喫煙

屋外であっても建物の出入口近傍に喫煙場所があった場合、 $\text{PM}_{2.5}$ もガス状物質も屋内に流入することが認められた（資料8-①）。特に、この調査を行った施設のように頻繁に喫煙者が出入りする場合には、出入口内側の測定点は大気環境基準（24時間平均値）である $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を大幅に超えること、ロビーから渡り廊下を通じて本館まで汚染されることが認められた。

資料8-②、資料8-③に示すように風下17メートル、25メートルでも明らかな受動喫煙が発生することが認められ、喫煙場所を設置した場合には、通路や歩道から距離を離さねばならないことが示された。特に、歩道橋の下に喫煙場所がある場合、煙は上空に拡散するため歩行者に受動喫煙が発生すること、ペデストリアンデッキの下に喫煙場所がある場合、煙は滞留するため高い濃度の受動喫煙が発生することが示された。

コンビニなどの私有地に喫煙場所を設置した場合（資料8-④）、周囲の歩行者が受動喫煙に曝露されることは明らかであり、不適切な対策であることが認められた。

東京都港区では、2014年7月、私有地であっても歩道などに面する喫煙コーナーの撤去を求めることができる「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」を施行し、屋外の受動喫煙防止対策の強化を始めた。

そのような条例がない自治体でも、公共性が高い駅前広場の喫煙コーナーは、従来の広場の中央部分から、人の動線から外れた場所に移動する動きが始まっており（事例8-⑤）、屋外であっても

「喫煙場所を極力離す」ことが必要である。

7. 飲食店等のサービス産業における受動喫煙

本研究では、資料9-①に示すようにレストランや居酒屋などの飲食店における受動喫煙を評価してきた（先行研究報告書より再掲）。

今年度は、これまで調査が行われてこなかった理美容店における受動喫煙曝露濃度について評価を行った。資料9-②③に示すように店内の空間が小さく、かつ、時間当たりの喫煙本数が多い場合には $\text{PM}_{2.5}$ 濃度が $300 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達することが認められた。

8. 飲食店の禁煙化と営業収入の分析

1970年代に創業した某ファミリーレストランチェーン店では、老朽化した店舗を2009年以降、全席禁煙（喫煙ルームあり）にする改装を開始した。全席禁煙に改装した年で3群に分け、1年単位の営業収入の分析を未改装店と比較した（資料10）。

①未改装21店舗では、2008年9月のリーマンショック以降の営業収入の減少が顕著であった。

②未改装21店舗の2009年から2010年にかけての営業収入は5.7%減少したが、2009年に全席禁煙化した24店舗の2009年から2010年にかけての営業収入の減少は2.9%にとどまった。

③未改装21店舗の2011年から2012年にかけての営業収入は3.7%減少したが、2011年に全席禁煙とした42店舗の営業収入の減少は2.0%にとどまった。

④2010年から2011年の営業収入は、未改装店21店舗は0.6%増加に対して、2010年に全席禁煙化した65店舗の営業収入は0.1%の増加であった。

以上の結果は、季節変動と経年的なGDP変動を除外して分析された結果であり、経済不況の中では外食産業が影響を受けやすいことが示された。しかしながら、禁煙化した店舗の方が営業収入の減少の程度が小さいことが示された。

9. 自家用車内の受動喫煙

資料11に自家用車内で窓の開閉状況と喫煙方法を変えながら喫煙した場合の $\text{PM}_{2.5}$ を示す。すべての窓を開放して喫煙した場合でも車内の $\text{PM}_{2.5}$ 濃度は $1000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達した。タバコを持つ手を外に出す、煙を外に向かって吐き出す、という喫煙方法でも同乗者の受動喫煙を防止することはできなかった。

D. 考察

喫煙率の低減に最も有効なのは価格政策、つまり、先進国では1箱1000円前後まで引き上げることである。次に有効な手段は屋内の全面禁煙化である。屋内が全面禁煙となり、喫煙しにくい環境になることで禁煙企図が高まること、喫煙を継続した場合でも消費量が減少するからである。飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙とする法律を施行した国々では、閉鎖空間での受動喫煙が防止され、また、喫煙率の低下とタバコの消費量の現象により国民全体の喫煙関連疾患が減少したことが報告されている。

本研究、「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」は、屋内を全面禁煙化すべきであることに関する根拠と政策提言をおこなうことを目的としておこなわれた。

3年間の分担研究により、

- ① 喫煙室からのタバコ煙の漏れは防止出来ないこと
- ② 出入口の近傍に喫煙場所を設置すると屋内にタバコ煙が流入することから、喫煙場所は極力離すべきこと
- ③ 喫煙室を使用した場合、衣服や毛髪に付着した粒子状成分からガス状物質が揮発する残留タバコ成分（3次喫煙）が問題となること
- ④ 飲食店等のサービス産業の受動喫煙の曝露濃度は非常に高いことから、利用者の保護だけでなく、サービス産業で働く労働者を保護する観点からの議論が必要であること
- ⑤ すでに45ヵ国が飲食店等のサービス産業を含めて屋内を全面禁煙としており、それらの国では営業収入の低下はなかったこと
- ⑥ わが国でも飲食店等のサービス産業を全面禁煙化しても営業収入は低下しなかったこと
- ⑦ 未成年が同乗している自家用車での喫煙を法律で禁止している国があること

について報告し、わが国にも受動喫煙防止条例・法が必要なことについて解説してきた。

さらに、本研究の期間中に2020年のオリンピック・パラリンピック大会が東京都で開催されることが決定したことから、少なくとも東京都では受動喫煙防止条例を施行すべきことがオリンピック・パラリンピック大会の準備として重要な意味を持つこととなった。

国際オリンピック委員会（IOC）は1988年のカルガリー大会以降、オリンピックでの禁煙方針を採択し、タバコ産業のスポンサーシップを拒否し、

また、会場内外の禁煙化に取り組んできた。近年の大会は、飲食店等のサービス産業を含めて屋内施設が全面禁煙の都市・国で開催されることが慣例となってきている。2000年のシドニー大会、2004年のアテネ大会、2008年の北京大会（条例により北京市内を禁煙化）、2012年のロンドン大会はいずれも、屋内施設は全面禁煙であった。ロシアは2014年2月のソチ大会を開催するためにソチ市を先行して禁煙化し、同年6月からはロシア全土の屋内施設を全面禁煙としている。2016年の大会が予定されているブラジルは、すでに受動喫煙防止法が施行されている。2018年の平昌（ピョンチャン）冬季大会が予定されている韓国も2015年1月から飲食店等のサービス産業を含む屋内施設が全面禁煙となった。これまで、対策が遅れていたロシアと韓国は、オリンピック・パラリンピック大会をきっかけに全面禁煙化された点に注目したい。昨年度の報告書にも記載したように45ヵ国、アメリカは26州が屋内全面禁煙である。人口700万人を超える21都市で東京は最も喫煙対策が遅れた国となっている点を政策決定者に伝えねばならない（資料12）。

当初、受動喫煙防止条例の成立に前向きであった都知事の姿勢が後退した経過は、巻末資料に詳細に述べてある。2014年11月に始まった東京都受動喫煙防止条例検討委員会は、2015年2月までに4回の委員会が開催され、現時点で示されている座長案ではFCTC第8条を満足する条例案にならないことが懸念されている。3月30日に予定されている最後の委員会の結論に注目したい。

今後も喫煙対策に関する情報を3年間の研究でメールアドレスを把握出来た121自治体の担当者に継続して喫煙対策に関する情報を提供することは、わが国の喫煙対策の推進に寄与すると考えられる。

E. 結論

121の主要な地方自治体の一般庁舎では「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）と「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号、平成24年10月29日）により、屋内の喫煙室を廃止して建物内を全面禁煙とする動きが進んできたが、平成25（2013）年度以降、その動きは鈍化していた。

2010年のタバコの大幅値上げは自治体職員だけでなく国民全体の喫煙率を低下させたが、職場の

全面禁煙化（勤務時間中の喫煙禁止を含む）は、値上げ前、値上げと同時、値上げ後のいずれのタイミングで実施しても喫煙率が有意に低下していた。今後、政府に対してはタバコの価格を他の先進国なみに値上げすることを、自治体・国に対しては飲食店等のサービス産業を含むすべての職場を全面禁煙とする条例・法律の施行が必要であることをファクトシート、啓発教材や本研究に関するホームページを通して提言していくことが重要であると考えられた。

<http://www.tobacco-control.jp/>

F. 健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質(PM_{2.5})の濃度が、WHO が Air Quality Guidelines で示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

G. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）

- 1) 大和浩, 姜英, 太田雅規. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」について. 日本衛生学雑誌. 2015, 70(1): 3-14.
- 2) 大和 浩, 太田雅規, 中村正和. 某ファミリーレストラングループにおける客席禁煙化前後の営業収入の相対変化、未改装店、分煙店の相対変化との比較. 日本公衆衛生雑誌. 2014, 61(3): 130-135.
- 3) 大和浩. タバコ煙という微小粒子状物質(PM_{2.5})への曝露の実態. 日本小児禁煙研究会雑誌. 2014, 4(2): 35-47.
- 4) 大和 浩. タバコ煙は PM_{2.5}: 全面禁煙化の必要性. 日本小児科医会会報. 2014, 47; 13-18.
- 5) 大和 浩. 受動喫煙防止対策の現状と未来. 呼吸器内科. 2014, 25(6); 562-570.
- 6) COPDとPM_{2.5}(タバコ煙). 成人病と生活習慣病. 2014, 44(9); 1112-1117.
- 7) 大和 浩. 喫煙と受動喫煙がもたらす健康被害. 2014, 60(11); 319-324.

2. 学会発表

- 1) 大和 浩. 職場における喫煙対策の重要性と対策の進め方について. 第87回日本産業衛生学会, 2014年5月, 岡山.
- 2) 大和 浩. 健康管理、労務管理、リスク管理から考える喫煙対策. 第9回日本禁煙科学会学術総会, 2014年10月, 福岡.

- 3) 大和 浩. FCTC 第8条: オリンピック・パラリンピック大会に必須な屋内禁煙化. 第24回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2015年2月, 東京.

H. 知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

資料 1 都道府県庁、県庁所在市、政令市、23 特別区の受動喫煙対策に関する調査票（7 回目）

自治体名（必ず記入をお願いします）： _____

回答者の所属： _____ 氏名： _____

電話： _____ メール： _____

*回答についてお尋ねすることがありますので、名刺を同封して頂けないでしょうか。
この質問票の電子ファイルが必要な場合、担当小田(to-oda@med.uoeh-u.ac.jp)までメールを送って下さい。

質問の当てはまるところに☑でお答えください。（ ）内は選択肢の数字にマルをつけて下さい。

問 1. 本庁舎は敷地内全面禁煙（敷地内に喫煙場所がまったくない）、もしくは、
建物内全面禁煙（屋内に喫煙場所がまったくない）ですか（議会部分は裏面です）。

- ☐ 敷地内全面禁煙を（1. 実施済み 2. 決定）→（ 年 月より）
- ☐ 建物内全面禁煙を（1. 実施済み 2. 決定）→（ 年 月より）
- ☐ 建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
- ☐ 建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
- ☐ 建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問 2. 本庁舎（議会部分を除く）の建物内／敷地内に喫煙できる場所がありますか（複数回答可）。

屋 内	喫煙室（部屋として隔離）	カ所	→うち来庁者専用（ ）カ所
	喫煙コーナー（開放型～カーテンなど簡単な仕切りのみ）	カ所	→うち来庁者専用（ ）カ所
建 物 外	屋外の閉鎖型の喫煙室	カ所	
	庁舎に隣接しない屋外の喫煙コーナー（駐車場、駐輪場など）	カ所	
	庁舎に隣接した（出入口近傍の）喫煙コーナー	カ所	
	テラス・ベランダの喫煙コーナー	カ所	
	屋上の喫煙コーナー	カ所	

- ☐ 現在、タバコ産業から提供された灰皿を使用している
- ☐ 最近、タバコ産業から喫煙室設置の提供を受けた →（ 年 月）

問 3. 受動喫煙を防止する観点から、施設の出入口付近にある喫煙場所は「出入口から極力離す」
べきことが厚生労働省から事務連絡（平成 22 年 7 月 30 日、平成 25 年 2 月 12 日）として通知されて
いることを知っていますか。

- ☐ 知っていた ☐ 知らなかった

問 4. 過去 10 年間の一般行政職の喫煙率(%)を分かる範囲で記入して下さい(小数点 1 桁まで)。

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体										
男性										
女性										

上記は（1. 全員 2. 40 歳以上のみ 3. _____ 歳以上のみ）の喫煙率を示している。

*喫煙率が記述された資料を同封して頂いても結構です。その場合は、こちらで記入致します。

- ☐ 喫煙率の集計を行っていない ☐ 喫煙率に関して自治体名の公表は不可

資料2: 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化(2015年3月14日時点)

望ましい変化	未検討 →	検討中 →	禁煙化決定→	建物内禁煙→	敷地内禁煙
望ましくない変化	未検討 →	検討中 →	喫煙場を残す		

	一般庁舎の禁煙実施状況							禁煙化日	喫煙場所	
	2007年度	2008年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		屋内	屋外
北海道	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年 4月	なし	喫煙室1
青森県	検討中	検討中	喫煙場を残す	喫煙場を残す	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2013年 1月	なし	隣接しない喫煙コーナー1
岩手県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 9月	なし	喫煙室1
宮城県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1
秋田県	検討中	未検討	建物内禁煙 (試行期間を経て)	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 9月	なし	テラス・ベランダ2
山形県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1(2015.3.31.廃止予定)
福島県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室1	なし
茨城県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年 4月	なし	喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3
栃木県	禁煙化決定	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年 7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2
群馬県	検討中	検討中	検討中	喫煙場を残す	喫煙場を残す	喫煙場を残す	喫煙場を残す		喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5
埼玉県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2004年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ2、屋上1
千葉県	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー3
東京都	喫煙場を残す	喫煙場を残す	検討中	喫煙場を残す	喫煙場を残す	喫煙場を残す	喫煙場を残す		喫煙室31 (うち来庁者専用5)	なし
神奈川県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1、屋上2
新潟県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1
富山県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー3
石川県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場を残す		喫煙室11 (うち来庁者専用2)	なし
福井県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1
山梨県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年 5月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1
長野県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年 9月	なし	喫煙室1 屋上1
岐阜県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場を残す		喫煙室2 喫煙コーナー9	なし
静岡県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室12	屋上1
愛知県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室8 (うち来庁者専用2)	なし
三重県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室6	喫煙室1
滋賀県	検討中	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー2
京都府	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1
大阪府	未検討	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2008年 5月	なし	なし
兵庫県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ6
奈良県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 9月	なし	隣接しない喫煙コーナー2
和歌山県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 7月	なし	喫煙室4
鳥取県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2012年 1月	なし	喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1、屋上1
島根県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 5月	なし	隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー2、屋上1
岡山県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 9月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3
広島県	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年10月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
山口県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年 7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー9 テラス・ベランダ14
徳島県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 4月	なし	喫煙室1 屋上1
香川県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ1、屋上1
愛媛県	未検討	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
高知県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍来庁者専用喫煙コーナー1、屋上1
福岡県	未検討	未検討	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8
佐賀県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年 5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
長崎県	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場を残す	喫煙場を残す	喫煙場を残す		喫煙室7 喫煙コーナー1	出入口近傍喫煙コーナー1
熊本県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場を残す		喫煙室6 喫煙コーナー5	出入口近傍喫煙コーナー1
大分県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室2 喫煙コーナー9	屋上1
宮崎県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場を残す		喫煙室5	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー4
鹿児島県	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場を残す	喫煙場を残す	喫煙場を残す		来庁者専用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5
沖縄県	未検討	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4

資料3-① 都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2015年3月24日時点)

*:禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙(予定)	敷地内禁煙(予定)
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	

勤務中の喫煙	公用車の禁煙化
就業中喫煙禁止	すべて禁煙
禁煙化決定	禁煙化決定
自粛の呼びかけ	一般車両は禁煙
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙(予定)	敷地内禁煙(予定)
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化予定	会議控え室のみ
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫煙店

	都道府県庁:一般庁舎				勤務中の喫煙禁止	公用車	空気清浄機		議会様・フロア	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)	喫煙場所(屋外)	タバコ産業から灰皿/喫煙場所*の提供			一般庁舎	議会	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)
北海道	建物内禁煙 2008.4.		喫煙室1	灰皿	自粛の呼びかけ 2009.6.	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室
青森県	建物内禁煙 2013.1.1.		隣接しない喫煙コーナー1		自粛の呼びかけ 2013.7.	すべて禁煙	0	0	検討中	喫煙室
岩手県	建物内禁煙 2011.9.		喫煙室1		規定なし	すべて禁煙	2	0	喫煙場所を残す	喫煙室
宮城県	建物内禁煙 2010.7.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		規定なし	一般公用車は禁煙	0	0	未検討	喫煙室
秋田県	建物内禁煙 2010.9.		テラス・ペランダ2		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0	未検討	喫煙室(一般庁舎と共用)
山形県	建物内禁煙 2005.10.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上1(2015.3.31.廃止予定)		規定なし	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙化予定 2015.4.1.	
福島県	検討中	喫煙室1	なし		自粛の呼びかけ 2010.4.	一般公用車は禁煙	2 (不使用)	0	喫煙場所を残す	議員・金派控室
茨城県	建物内禁煙 2007.4.		喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3		自粛の呼びかけ	一般公用車は禁煙	0	0	未検討	議会喫煙店 喫煙コーナー 議員・金派控室
栃木県	建物内禁煙 2009.7.		出入口近傍喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	0	5	喫煙場所を残す	喫煙室
群馬県	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ペランダ5		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙コーナー
埼玉県	建物内禁煙 2004.4.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ペランダ2、屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙コーナー
千葉県	建物内禁煙 2011.5.		出入口近傍喫煙コーナー3		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・金派控室
東京都	喫煙場所を残す	喫煙室31 (うち来庁者専用5)	なし		規定なし	規定なし	0	3	喫煙場所を残す	喫煙室
神奈川県	建物内禁煙 2005.4.		出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ペランダ1、屋上2		自粛の呼びかけ 2008.12.	すべて禁煙	0	1	喫煙場所を残す	議員・金派控室
新潟県	検討中	喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1	灰皿 喫煙場所 2013.11.	規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室
富山県	建物内禁煙 2008.11.		隣接しない喫煙コーナー3		自粛の呼びかけ 2008.11.	すべて禁煙	0	1	喫煙場所を残す	喫煙室
石川県	喫煙場所を残す	喫煙室11 (うち来庁者専用2)	なし		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・金派控室
福井県	建物内禁煙 2008.10.		隣接しない喫煙コーナー1	喫煙場所 2013.3.	規定なし	一般公用車は禁煙	0	0	建物内禁煙 2012.4.	
山梨県	建物内禁煙 2005.5.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2008.	
長野県	建物内禁煙 2003.9.		喫煙室1 屋上1		勤務時間中禁煙	すべて禁煙	1	0	喫煙場所を残す	議員・金派控室
岐阜県	喫煙場所を残す	喫煙室2	なし		規定なし	すべて禁煙	2	3	喫煙場所を残す	議会喫煙店 (ランタイルのみ禁煙) 喫煙室
静岡県	検討中	喫煙室11	屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0	検討中	喫煙室(一般庁舎と共用)
愛知県	検討中	喫煙室8 (うち来庁者専用2)	なし		規定なし	一般公用車は禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室
三重県	検討中	喫煙室6	喫煙室1		規定なし	すべて禁煙	0	0	未検討	議会喫煙店 喫煙室
滋賀県	建物内禁煙 2009.4.		隣接しない喫煙コーナー2	喫煙場所 2012.7.	自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2012.4.	
京都府	建物内禁煙 2008.10.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1		自粛の呼びかけ	規定なし	0	0	未検討	議員・金派控室
大阪府	敷地内禁煙 2008.5.		なし		規定なし	すべて禁煙	0	0	敷地内禁煙 2011.4.	
兵庫県	建物内禁煙 2007.4.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ペランダ6		規定なし	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2007.4.	
奈良県	建物内禁煙 2010.9.		隣接しない喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙 (清掃車なし)	0	0	建物内禁煙 2010.9.	
和歌山県	建物内禁煙 2011.7.		喫煙室4		規定なし	すべて禁煙	1	0	検討中	議員・金派控室
鳥取県	建物内禁煙 2012.1.		喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 屋上1		自粛の呼びかけ 2014.6.	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2012.	
島根県	建物内禁煙 2011.5.		隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2011.	
岡山県	建物内禁煙 2010.9.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ペランダ3	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2011.4.	
広島県	建物内禁煙 2011.10.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	議会喫煙店 議員・金派控室
山口県	建物内禁煙 2003.7.		出入口近傍喫煙コーナー9 テラス・ペランダ14		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	議員・金派控室
徳島県	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1 屋上1	灰皿 喫煙場所 2014.6.	規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	議員・金派控室
香川県	建物内禁煙 2010.7.20.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ペランダ1、屋上1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	議員・金派控室
愛媛県	建物内禁煙 2011.4.		出入口近傍喫煙コーナー4		規定なし	規定なし	0	0	喫煙場所を残す	議員・金派控室
高知県	建物内禁煙 2005.11.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍来庁者専用喫煙コーナー1、屋上1		自粛の呼びかけ 2005.10.	すべて禁煙	0	3 (不使用)	喫煙場所を残す	喫煙室
福岡県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ペランダ8		自粛の呼びかけ 2005.4.	すべて禁煙	0	0	未検討	会議・委員会室、喫煙店 喫煙コーナー 議員・金派控室
佐賀県	建物内禁煙 2003.5.		出入口近傍喫煙コーナー4		自粛の呼びかけ 2013.5.	すべて禁煙	0	0	未検討	喫煙室
長崎県	喫煙場所を残す	喫煙室7	出入口近傍喫煙コーナー1		規定なし	一般公用車は禁煙	0	0	未検討	喫煙室 議員・金派控室
熊本県	喫煙場所を残す	喫煙室6 喫煙コーナー5	出入口近傍喫煙コーナー1		規定なし	規定なし	13	2	喫煙場所を残す	喫煙店、喫煙コーナー、喫煙室、議員・金派控室
大分県	検討中	喫煙室2 喫煙コーナー9	屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙コーナー
宮崎県	喫煙場所を残す	喫煙室5	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー4		自粛の呼びかけ 2013.1. (福祉保健部のみ)	すべて禁煙	5	0	未検討	喫煙室
鹿児島県	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1 地下駐車場喫煙コーナー1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー4		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	議員・金派控室
沖縄県	建物内禁煙 2008.4.		出入口近傍喫煙コーナー4		規定なし	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2008.4.	

*喫煙場所は喫煙室または喫煙コーナーを指します。

資料3-② 県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2015年3月24日時点)

*:禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙(予定)	敷地内禁煙(予定)
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	

勤務中の喫煙	公用車の禁煙化
就業中喫煙禁止	すべて禁煙
禁煙化決定	禁煙化決定
自粛の呼びかけ	一般車両は禁煙
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙(予定)	敷地内禁煙(予定)
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化予定	会議控え室のみ
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店

	問1-1 問2 県庁所在市:一般庁舎				問5 勤務中の喫煙禁止		問6 公用車		問8 空気清浄機		問10-1 問10-2 議会棟・フロア	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)	喫煙場所(屋外)	タバコ産業から灰皿/喫煙場所*の提供					一般庁舎	議会	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)
札幌市	検討中	喫煙室8	なし		自粛の呼びかけ 2012.10.	一般公用車は禁煙	6	2			喫煙場所を残す	喫煙室
青森市	建物内禁煙 2013.4.		隣接しない喫煙室1	灰皿	勤務時間中禁煙 2013.4.	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2013.4.	
盛岡市	検討中	喫煙室3 喫煙コーナー1	なし	灰皿	規定なし	規定なし	0	0			未検討	議員・会議控え室
仙台市	建物内禁煙化予定 2015.4.	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし		規定なし	すべて禁煙	0	0			検討中	議員・会議控え室
秋田市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー1		規定なし	すべて禁煙	0	0			未検討	議員・会議控え室
山形市	建物内禁煙 2005.4.		隣接しない喫煙コーナー4 出入口近傍喫煙コーナー2	喫煙場所 2012.9.	規定なし	一般公用車は禁煙	0	0			建物内禁煙 2012.9.	
福島市	敷地内禁煙 2011.1.		なし		勤務時間中禁煙 2011.5.	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2011.1.	
水戸市	検討中	なし	出入口近傍喫煙コーナー6		規定なし	すべて禁煙	0	0			未検討	議員・会議控え室
宇都宮市	建物内禁煙 2012.4.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2012.4.	
前橋市	建物内禁煙 2013.4.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	喫煙室
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙コーナー2	出入口近傍喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	喫煙室
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1	灰皿 喫煙場所 2012.3.	自粛の呼びかけ 2004.4.	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2012.4.	
23特別区は別掲												
横浜市	建物内禁煙 2014.3.		屋上2	灰皿	規定なし	一般公用車は禁煙	0	0			建物内禁煙 2014.3.	
新潟市	検討中	喫煙室10 (うち来庁者専用3)	なし		自粛の呼びかけ 2008.4.	すべて禁煙	0	0			検討中	喫煙室 議員・会議控え室
富山市	未検討	喫煙室2 (うち来庁者専用1)	なし		規定なし	一般公用車は禁煙	1	1			未検討	喫煙室
金沢市	未検討	喫煙室9 (うち来庁者専用2)	なし	灰皿	規定なし	規定なし	0	1			未検討	喫煙室 議員・会議控え室
福井市	検討中	来庁者専用喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1	喫煙場所 2014.10.	自粛の呼びかけ 1994.4.	すべて禁煙	0	0			未検討	議員・会議控え室
甲府市	建物内禁煙 2004.10.		隣接しない喫煙コーナー2	喫煙場所 2013.5.	規定なし	一般公用車は禁煙	0	0			建物内禁煙 2004.10.	
長野市	検討中	喫煙室5	なし		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0			検討中	喫煙室
岐阜市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし		自粛の呼びかけ	一般公用車は禁煙	0	3			未検討	議員・会議控え室
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	テラス・ベランダ1		自粛の呼びかけ 2012.6.	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	喫煙室
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		隣接しない喫煙コーナー3		規定なし	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2013.4.	
津市	喫煙場所を残す	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	喫煙場所 2013.12.	規定なし	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	喫煙室
大津市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用1)	屋上1		規定なし	すべて禁煙	3	1			喫煙場所を残す	喫煙室
京都市	建物内禁煙 2011.8.		喫煙室1		規定なし	一般公用車は禁煙	3	0			建物内禁煙 2011.8.	
大阪市	敷地内禁煙 2010.4.		なし		勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	0	0			敷地内禁煙 2012.6.	
神戸市	敷地内禁煙 2011.5.		なし		勤務時間中禁煙 2010.3.	すべて禁煙	0	0			敷地内禁煙 2011.5.	
奈良市	建物内禁煙 2004.6.		テラス・ベランダ1		勤務時間中禁煙 2014.10.	一般公用車は禁煙	0	0			喫煙場所を残す	議員・会議控え室
和歌山市	喫煙場所を残す	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし	喫煙場所 2014.1.	自粛の呼びかけ	一般公用車は禁煙	7	4			未検討	喫煙コーナー 議員・会議控え室
鳥取市	喫煙場所を残す	喫煙室3	なし		規定なし	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	喫煙室
松江市	建物内禁煙 2011.8.22.		隣接しない喫煙コーナー2 屋上1		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2011.8.22.	
岡山市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	喫煙室 議員・会議控え室
広島市	建物内禁煙 2008.9.		テラス・ベランダ1 屋上1		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	議員・会議控え室
山口市	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー5	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2011.4.	
徳島市	喫煙場所を残す	喫煙室12 (うち来庁者専用1) 来庁者喫煙コーナー13	なし	喫煙場所 2012.9.	規定なし	一般公用車は禁煙	14	2			喫煙場所を残す	喫煙コーナー 議員・会議控え室
高松市	喫煙場所を残す	喫煙室4 (うち来庁者専用1)	なし	喫煙場所 2013.3.	自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0			喫煙場所を残す	喫煙室
松山市	建物内禁煙 2014.4.		屋外閉鎖型喫煙室1 テラス・ベランダ1、屋上4		規定なし	すべて禁煙	1	0			建物内禁煙 2014.4.	
高知市	未検討	喫煙室4 (うち来庁者専用1)	なし		規定なし	すべて禁煙	0	0			未検討	議員・会議控え室
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0			検討中	喫煙室コーナー
佐賀市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	屋上1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2003.5.	
長崎市	検討中	喫煙室6 (うち来庁者専用1)	出入口近傍喫煙コーナー4		規定なし	すべて禁煙	0	0			未検討	喫煙室 議員・会議控え室
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 テラス・ベランダ1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0			未検討	喫煙室
大分市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー4 テラス・ベランダ8		規定なし	すべて禁煙	0	4			喫煙場所を残す	喫煙室
宮崎市	建物内禁煙 2011.4.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0			建物内禁煙 2011.4.	
鹿児島市	建物内禁煙 2010.9.		出入口近傍喫煙コーナー7		規定なし	規定なし	0	0			建物内禁煙 2010.9.	
那覇市	建物内禁煙 2003.6.		屋上1	灰皿	規定なし	一般公用車は禁煙	0	0			建物内禁煙 2003.6.	

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

資料3-③ 23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2015年3月24日時点)

*:禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙(予定)	敷地内禁煙(予定)
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	

勤務中の喫煙	公用車の禁煙化
就業中喫煙禁止	すべて禁煙
禁煙化決定	禁煙化決定
自粛の呼びかけ	一般車両は禁煙
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙(予定)	敷地内禁煙(予定)
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化予定	会議控入室のみ
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店

	23特別区:一般庁舎				勤務中の喫煙禁止	公用車	空気清浄機		議会棟・フロア	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)	喫煙場所(屋外)	タバコ産業から灰皿/喫煙場所の提供			一般庁舎	議会	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)
千代田区	喫煙場所を残す	喫煙室4	なし		規定なし	一般公用車は禁煙	4	1	喫煙場所を残す	喫煙室
中央区	未検討	喫煙室3 喫煙コーナー1	なし		規定なし	すべて禁煙	3	1	喫煙場所を残す	喫煙コーナー 喫煙室
港区	喫煙場所を残す	喫煙室1	なし		勤務時間中禁煙 2013.4.	すべて禁煙	1	0	喫煙場所を残す	喫煙コーナー
新宿区	喫煙場所を残す	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		自粛の呼びかけ 1994.	規定なし	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室
文京区	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1		規定なし	すべて禁煙	6	1	喫煙場所を残す	喫煙室
台東区	未検討	喫煙室4	なし		規定なし	すべて禁煙	3	1	喫煙場所を残す	喫煙室
墨田区	検討中	喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	2	0	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・会派控室
江東区	喫煙場所を残す	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	テラス・ベランダ3	灰皿	規定なし	すべて禁煙	1	0	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・会派控室
品川区	未検討	喫煙室8 (うち来庁者専用2)	なし		規定なし	すべて禁煙	0	0	未検討	喫煙室
目黒区	敷地内禁煙決定 2016.4.	喫煙室9 (うち来庁者共用9)	なし		規定なし	規定なし	0	0	建物内禁煙 2014.4.	
大田区	検討中	喫煙コーナー9	隣接しない喫煙コーナー1		規定なし	一般公用車は禁煙	0	0	未検討	喫煙室
世田谷区	未検討	喫煙室1	なし		自粛の呼びかけ 2011.10.	すべて禁煙	1	0	未検討	喫煙室
渋谷区	喫煙場所を残す	喫煙コーナー4	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ4		規定なし	一般公用車は禁煙	1	0	未検討	議員・会派控室
中野区	喫煙場所を残す	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし		規定なし	規定なし	0	0	未検討	議員・会派控室
杉並区	喫煙場所を残す	喫煙室2	なし		規定なし	すべて禁煙	3	0	喫煙場所を残す	喫煙室
豊島区	建物内禁煙決定 2015.5.	喫煙室2	なし		規定なし	すべて禁煙	2	0	建物内禁煙決定 2015.5.	喫煙室(一般庁舎と共用)
北区	建物内禁煙 2004.6.		隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	議員・会派控室(ベランダ)
荒川区	建物内禁煙 2012.3.	なし	出入口近傍喫煙コーナー1		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	1	0	建物内禁煙2012.3.	
板橋区	敷地内禁煙決定 2015.1.	なし	テラス・ベランダ1		自粛の呼びかけ	一般公用車は禁煙	0	0	検討中	喫煙室
練馬区	未検討	喫煙室6	なし		規定なし	すべて禁煙	12	1	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・会派控室
足立区	建物内禁煙 2014.3.		隣接しない喫煙コーナー1	灰皿	勤務時間中禁煙 2011.4.	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2014.3.	
葛飾区	建物内禁煙 2010.1.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上3		規定なし	一般公用車は禁煙	3	0	喫煙場所を残す	議員・会派控室
江戸川区	喫煙場所を残す	喫煙室5	なし		規定なし	規定なし	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室(一般庁舎と共用) 議員・会派控室

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

	政令市:一般庁舎				勤務中の喫煙禁止	公用車	空気清浄機		議会棟・フロア	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)	喫煙場所(屋外)	タバコ産業から灰皿/喫煙場所の提供			一般庁舎	議会	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)
札幌市	検討中	喫煙室8	なし		自粛の呼びかけ 2012.10.	一般公用車は禁煙	6	2	喫煙場所を残す	喫煙室
仙台市	建物内禁煙予定 2015.4.	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし		規定なし	すべて禁煙	0	0	検討中	議員・会派控室
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙コーナー2	出入口近傍喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1	灰皿 喫煙場所 2012.3.	自粛の呼びかけ 2004.4.	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2012.4.	
横浜市	建物内禁煙 2014.3.		屋上2	灰皿	規定なし	一般公用車は禁煙	0	0	建物内禁煙 2014.3.	
川崎市	未検討	喫煙室2	テラス・ベランダ1		規定なし	すべて禁煙	0	0	未検討	喫煙室
相模原市	喫煙場所を残す	喫煙室10	隣接しない喫煙コーナー1	灰皿 喫煙場所 2012.11.	規定なし	すべて禁煙	10	0	未検討	喫煙室
新潟市	検討中	喫煙室10 (うち来庁者専用3)	なし		自粛の呼びかけ 2008.4.	すべて禁煙	0	0	検討中	喫煙室 議員・会派控室
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	テラス・ベランダ1		自粛の呼びかけ 2012.6.	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室
浜松市	建物内禁煙 2011.4.	喫煙室1 屋上1			自粛の呼びかけ 2011.3.	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2011.4.	
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		隣接しない喫煙コーナー3		規定なし	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2013.4.	
京都市	建物内禁煙 2011.8.	喫煙室1			規定なし	一般公用車は禁煙	3	0	建物内禁煙 2011.8.	
大阪市	敷地内禁煙 2010.4.		なし		勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	0	0	敷地内禁煙 2012.6.	
堺市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー3	喫煙場所 2013.4.	勤務時間中禁煙 2011.4.	すべて禁煙	0	2	喫煙場所を残す	喫煙室
神戸市	敷地内禁煙 2011.5.		なし		勤務時間中禁煙 2010.3.	すべて禁煙	0	0	敷地内禁煙 2011.5.	
岡山市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1		規定なし	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・会派控室
広島市	建物内禁煙 2008.9.		テラス・ベランダ1 屋上1		自粛の呼びかけ	すべて禁煙	0	0	喫煙場所を残す	議員・会派控室
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0	検討中	喫煙室コーナー
北九州市	建物内禁煙 2011.1.		喫煙室2		自粛の呼びかけ 2013.1.	すべて禁煙	0	0	建物内禁煙 2011.1.	
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 テラス・ベランダ1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	0	0	未検討	喫煙室

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。